

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(地震・津波)

現在かつらぎ町にて公表されている被害想定調査結果では、南海トラフ巨大地震が今後 30 年以内に発生する確率は 70～80%で、本町においては一部地域において震度 6 強の揺れが予想されている。

また、本町北部を横断する中央構造線断層における地震についても、今後 30 年間の間に地震が発生する可能性が 0%～5%と可能性が高い「Sランク」に分類されており、発生時には紀の川沿いの低地にて震度 7 の揺れが予想されている。

南海トラフ巨大地震ではかつらぎ町において、人的被害は最大で死者 13 名、負傷者 228 人、建物被害は全壊 260 棟、半壊 1,300 棟、中央構造線地震では人的被害は死者 145 人、負傷者 303 人、建物被害は全壊 2,668 棟の被害予想となっている。両地震による津波の影響はないものと考えられている。

(洪水)

国土交通省が公表している紀の川浸水想定区域図【最大想定規模】では、人口が集中している紀の川流域において 5～10m の浸水が想定されている。紀の川に流入する中小河川においても内水氾濫が予想される。実際、令和 5 年 6 月 2 日には、和歌山県北部地域に線状降水帯が発生し、河川の氾濫により町内企業 6 社にて浸水被害が発生した。

また、令和元年 5 月時点で本町にあるため池は 405 か所あり、新防災重点ため池の選定基準の変更により、再度、浸水想定区域図、ハザードマップの作製を進めているところである。

(土砂災害)

本町を流れる紀の川は、流域部のみ平野部となるが大部分は山間部であり、土砂災害警戒区域は町内 915 か所、(内 845 か所特別警戒区域)と多数の地域が土砂災害の警戒を要するところである。令和 5 年 6 月 2 日には和歌山県北部地域に線状降水帯が発生、大雨による土砂災害の発生により花園地域と旧かつらぎ町地域が分断されるなど災害が発生している。

(その他)

本町は平野部においては洪水のリスク、山間部では土砂災害のリスクを抱えている。

山間部における花園地域においては昭和 28 年、集中豪雨により土砂崩落がおき、有田川がせきとめられ天然ダムができ、ダムの決壊等により下流域では川の氾濫により多数の死者、行方不明者、家屋倒壊等が発生した。また、四郷地域においては昭和 50 年代前半、東谷地区において大規模な土砂崩れが発生、人的被害はなかったものの、生活道の崩落により復旧まで期間を要した。

平野部における紀の川流域においては平成 29 年、台風 21 号の影響により、台風接近前からの降雨量により、紀の川が氾濫危険水位を超え、紀の川に流入する河川が内水氾濫を起こし、流域の地域で床上浸水等の被害が多発した。また、かつらぎ町は内陸に位置している影響もからも夏は猛暑日になる日が多くある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 650人
- ・小規模事業者数 542人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	84	80	町内に広く分散している
	製造業	86	70	紀の川沿いの平野部に多い
	卸小売業	177	136	〃
	飲食業・宿泊業	73	58	〃
	サービス業	127	112	〃
	その他	103	86	〃

(3) これまでの取組

① 当会の取組

項目	年月	備考
損保会社と連携した損害保険への加入促進	H31.4	加入152件
事業者への事業継続力強化計画策定セミナーの開催	R02.9.10	
事業者の事業継続力強化計画の周知	毎年4月	会報にて実施

② 本町の取組

項目	年月	備考
地域防災計画の策定	H21.3	R5.3 改訂
防災訓練・防災教室の実施	随時実施	地区の要望や地区の環境に合わせて実施
食料の備蓄		備蓄食料（1日分）・水・アルファ米
防災セミナーの開催	R1.6	62人が参加

2 課題

- ・緊急時における当会とかつらぎ町との具体的な協力体制やマニュアルが現在も整備されていない。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の脅威について対策ができていなかったことに加え、付随する業務が複雑化されてきたことで計画を実施できない要因がでてきた。
- ・現状では事業継続力強化計画・支援計画を当会にて整備しているが、十分な活用は行えず緊急時の対応は充分ではない。
- ・人員の異動により、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウや保険・共済に対し、専門的知識を持って助言を行うことができる経営指導員が不在である。

- ・主に商工会会員に対しての周知が主だって行われていたため、無関心層への周知不足など対応が必要である。特に地域住民の社会福祉・衣食住に関わるインフラ、災害復旧を担う事業者において事業継続は必須であると考える。
- ・町内事業者は、被災時にどこに連絡が必要であるかの認識が乏しく、被害の共有認識が必要である。

3 目標

- ・防災について、全職員が一定の知識を取得し、有事の際に冷静な判断ができるように知識の取得をすすめていく。
- ・地区内の小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。特に地域の社会福祉・衣食住に関わるインフラやサプライチェーンに大きな影響を与える事業者に対しては、より積極的に周知を行っていく。
- ・事業者が商工会に連絡を行えるツールを提供し、活用してもらうように周知を行う
- ・発災など非常時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会とかつらぎ町担当者との間における被害情報報告共有のための連絡体制を構築する。
- ・発災後の当会の速やかな復帰とともに、事業者らの復興支援が行える組織内体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。同時に地域内において感染症発生時には、速やかに拡大防止措置が行えるよう同様に準備を進める

4 その他

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

当会とかつらぎ町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるように事前の対策を強化する。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回時に、かつらぎ町全体での自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（効果的な訓練等）について説明する。
- ・小規模事業者に対し、すぐに取組可能で簡易的な事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを行う。
- ・和歌山県火災共済協同組合を中心に損保会社等と共同で巡回を行う。
- ・商工会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済の概念などの紹介等を行う。
- ・未知の感染症についての正しい知識など周知を行い、事業者らが感染症対策の認識と冷静な判断がとれるように情報提供を行っていく。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・会員事業者へ、被害状況などをスマートフォンなどで簡単に報告ができるようにアンケートフォームを作成し、会のSNSを活用して周知を行う。

②商工会自身の事業継続力強化計画についてのブラッシュアップ

- ・令和3年3月末完了。今後の訓練などの実施による実効性の確認を常にチェックする

③関係団体等との連携

- ・特定非営利活動法人事業継続推進機構や和歌山県が包括連携協定を結ぶ損保会社、和歌山県火災共済協同組合等に講師の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーを広域地域の商工会と共同して実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を依頼する。
- ・和歌山県が連携している損保会社や火災共済等と共同して巡回指導を行い、損害保険・共済に対する助言を行うことができる人材をOJTで育成する。
- ・感染症対策としては、収束時期が予測しづらいことから、リスクファイナンス対策として各所保険の紹介や、取り扱う保険会社など紹介を行う。

④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画、事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・本町防災担当係・商工担当係と当会とで、本計画の進捗状況の確認や、改善点、新たな視点等について確認・協議する機会を設け、状況確認や改善点などについて協議する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（大規模災害）が発生したと仮定し、当会とかつらぎ町担当者との間の連絡ルートの確認等を行う。

（２） 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で町内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、１時間以内に関係職員の安否報告を行う。（ＳＮＳ等を利用した安否確認や業務従事の可否、家屋被害や道路状況等大まかな被害状況等を職員間で共有し、整理できしだい速やかにかつらぎ町担当者へ共有する。）
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第３２条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、かつらぎ町における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定

- ・当会と本町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・発生する災害は想定外になるケースもあり、状況に応じて当会とかつらぎ町が実施する被害状況共有時に継続的に方針を決定する。

（台風・豪雨時）

- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨や暴風等の状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、特別警報など解除後に安全を確保できるルートにて出勤する。
- ・職員全員が被災するなどにより応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、１日以内に職員間で情報共有を行う

①被害規模の目安

大規模な被害がある	・地区内１０％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内１％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内１％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内０．１％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

②被害情報等共有回数目安

発災後～１ヶ月	１日に１回共有する
１ヶ月以降	２日に１回共有する

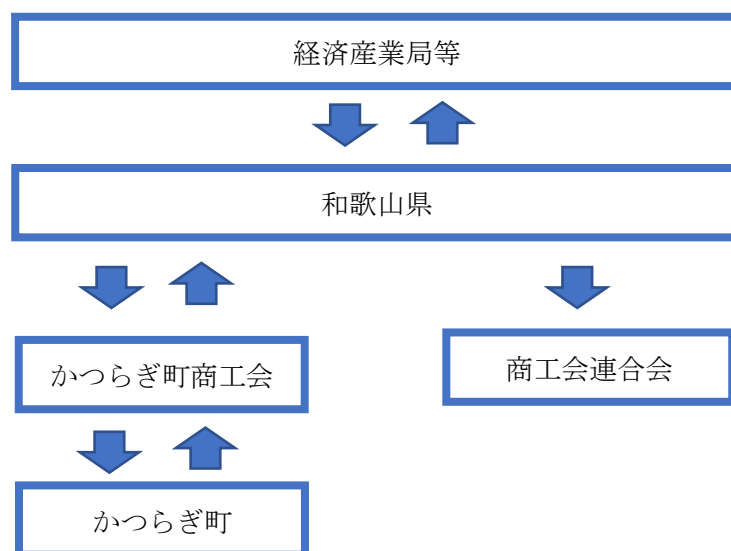
※その他適宜共有が必要であると判断した場合は、すぐに共有を行う。

- ・かつらぎ町で取りまとめた「かつらぎ町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必

要な情報の把握と発信を行うとともに、交替勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

③ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・発災時には本町では別体制が敷かれることを考慮し、町内事業者の被害情報等をアンケートフォームにて迅速に収集し、県・かつらぎ町へ報告を行う。また、指示命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域で行う活動については職員の身体に危険が及ばないよう情報収集など災害に身を置かない程度に制限する。
- ・当会と本町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と本町が共有した情報を、和歌山県地域防災計画やかつらぎ町地域防災計画に基づき報告する他、県の指定する方法にて当会より県へ報告する。
- ・感染症流行時においては、国や都道府県からの情報や方針に基づき、当会とかつらぎ町が共有した情報を和歌山県の指定する方法にて当会又はかつらぎ町から和歌山県へ報告を行う。



④ 応急対策時の町内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、かつらぎ町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・町内事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国・県・町等施策）について、町内事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設などを行う。

⑤ 町内小規模事業者に対する復興支援

- ・町の防災計画方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や和歌山県商工会連合会に相談する。

⑥ その他

- ・本計画は、商工会報や町会報、ホームページ及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに県商工振興課へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和7年1月現在)	
1 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)	
<pre>graph TD subgraph Chamber [商工会] A[事務局長] --- B[法定経営指導員 経営指導員 経営支援員 他職員] end subgraph Town [町] C[産業担当課長] --- D[商工観光係] E[総務課長] --- F[消防防災係] end Chamber <--> Town</pre>	
2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 新堀 正堯(連絡先は下記3(1)参照)	
(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)	
3 商工会、関係市町村連絡先	
(1) 商工会 かつらぎ町商工会 〒647-7121 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2470番地の1 TEL : 0736-22-1402 / FAX : 0736-22-3411 E-mail : m-shimbori@katuragi.or.jp	
(2) 関係市町村 かつらぎ町役場 産業観光課 〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地 TEL : 0736-22-0300 / FAX : 0736-22-6432 E-mail : sankansyoukoukankou@town.katsuragi.lg.jp	

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

[illegible]

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、かつらぎ町補助金、和歌山県小規模事業者経営支援事業費補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。